



# 1月の安心かわら版

## 1月の主な行事

1日 : 元日	17日 : 防災とボランティアの日
7日 : 七草粥	20日 : 玉の輿の日
9日 : 成人の日	21日 : 料理番組の日
11日 : 鏡開き	26日 : 文化財防火デー
15日 : 手洗いの日	27日 : 国旗制定記念日



## 豪雪被害！ 保険で補償される？

今年も雪の季節になりました。近年は、都市部でも大雪による被害が発生しています。

雪が原因で住宅建物の屋根が落ちたり、屋根の瓦や雨どいの破損などの被害を受けた場合、それらの損害は火災保険による補償の対象となります。

ただし、保険金を受け取れるかどうかは、契約内容に「雪災」が含まれているかどうかによります。多くの火災保険では「風災・ひょう災・雪災」とセットになって補償されているケースがほとんどです。

また、契約時に火災保険金を受け取る際の「免責金額」を設定している場合があります。免責金額とは自己負担金のことです。たとえば50万円の修理費が発生し、50万円の請求をする場合でも、免責金額が5万円に設定されていると、受け取れる保険金は45万円になるということです。5万円以下の損害額では保険金支払いの対象になりません。

15年以上前に20年以上など長期の火災保険契約をしている場合などは、20万円以上の損害でないと保険金が請求できないケースもあります。

また、各地で多くみられる被害が大雪によるカーポートの落下です。

カーポートは住宅の付属設備と位置づけられるもので、多くの場合、火災保険の対象となっています。

なお、カーポートの落下等でマイカーが損害を受けた場合は、自動車保険に車両保険を付帯していれば、修理費をカバーすることができます。

いつ、また豪雪に見舞われるかわかりません。突然の被害で慌てずに済むよう、本格的な雪のシーズンを迎える前に契約内容を確認してみましょう。



ご加入中の保険のご確認、

ご質問 etc...

お気軽にご相談ください。



### 私たちが担当します！



中山 山田 青葉

レジアスインパクト(株)秩父支店

〒369-1872 埼玉県秩父市上影森815

TEL 0494-27-3210 FAX 0494-26-6555

青葉 : aoba@rezeous.co.jp

中山 : nakayama@rezeous.co.jp

